

1. 社会的要請・背景

●近年の水災害の激甚化

近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、想定を超える大規模な氾濫、**水害の激甚化**が想定されます。このため、施設計画を超える豪雨が発生した場合など「最悪の事態」を想定して、人命を守るとともに、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが必要となっています。

なお、洪水浸水想定区域図については、これまで「河川整備の目標とする降雨」を対象としていましたが、激甚な浸水被害への対応を図るため、平成27年の水防法改正により、「**想定し得る最大規模の降雨**」を対象とした**洪水浸水想定区域**の作成が必要となっています。

2. 市町村におけるハザードマップ作成について

●洪水ハザードマップ作成について

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、**想定最大規模における洪水を対象とし***、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した**洪水ハザードマップ**を作成し、印刷物の配布やインターネット等により、住民の方々に周知することが定められています。

3. これまでの作成状況と今後の予定

●洪水浸水想定区域図作成の作成状況と今後の予定について

これまで洪水予報河川や水位周知河川を対象として洪水浸水想定区域図を作成してきましたが、**水害リスク情報の空白地においても浸水被害が発生していることから水防法に基づかない河川**についても作成を進めているところです。

令和2年度は東日本台風により決壊した河川を含む43河川を作成し、令和3年度は重要水防箇所を含む42河川(本圏域では19河川)で作成し令和4年度出水期までに公表を予定しているところです。

4. 令和3年度作成予定河川(鳴瀬川等・北上川下流)



